

大阪市に寄せられた要望等と対応方針【対応方針の検討が必要なもの】（令和８年７月分）

本市に寄せられた要望等について、対応方針を検討し、対応したものを掲載しています。

◆ その他

	要望者区分	市民		
要望日	令和8年6月11日（木曜日）		回答日	令和8年7月7日（火曜日）
標 題	大阪市長および淀川区役所関係職員による、違法・不当な職務怠慢（不作為）に伴う人件費および公金支出の是正措置について			
要望等の概要	本要望は、大阪市役所（とりわけ淀川区役所）において、障害者差別解消法および内閣府の基本方針、ならびに大阪市自らが定めた「障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に明確に違反する職務怠慢が、組織ぐるみで10年間にわたり継続され、これに伴う公金の違法・不当な浪費が行われている実態を告発し、その是正を求めるものである。 ・職務怠慢（違法な不作為）の具体的客観的事実 平成28年の合理的配慮義務化の当時、淀川区役所の担当職員らは、自らの不誠実な対応を隠蔽する目的で「今後一切無視する」という旨の不当な対話拒絶（排除）の意思を決定した。 さらに、直近の令和7年6月18日、当方が「要望等記録制度」を通じてこの違法状態の是正を求めた際にも、現場職員は「すでに回答済みであり終了している」という根拠なき定型文（ゼロ回答）を繰り返し、誠実な建設的対話を完全にシャットアウトした。 ・「市民をあきらめさせ、潰すため」の公務の違法性と搾取構造 行政が根拠を一切説明せず、形式的なアリバイ作りのためだけにゼロ回答を繰り返す行為の本質は、市民の正当な訴えを隠蔽し、精神的・肉体的な「消耗戦」を仕掛けることで「あきらめさせる（＝存在をなきものとして圧殺する）」という、自己保身のための非人間的な排除メカニズムである。 これは、市民に不当な「事実の裏取り」の負担や生活の困窮、精神的苦痛を強いるものであり、市民の「時間」と「人生」を組織的に搾取する「反社会的」な行為である。大阪市の対応要領が「不当な差別的取扱い（違反行為）」として厳禁している「窓口対応や説明の拒否・放置」そのものである。 ・財務会計上の違法・不当性（公金の浪費） 市民を保護し法律を執行すべき公務員が、その職務を放棄し、身内の不手際を隠蔽して市民を組織的にいじめるために時間を費やし、要望等記録制度という公的システムを形骸化させている。 このような「違法な差別的取扱いの継続」および「対話拒絶の維持」に充てられている職員の人件費、システム維持費、および組織運営費は、地方自治法第242条にいう「違法または不当に公金を支出・浪費しているもの」に他ならない。市民を圧殺するための行為に税金（公金）が費やされることは、到底許されるものではない。 ・不作為の是正を求める措置 監査委員におかれては、直ちに本件に関わる淀川区役所および大阪市本庁の組織的な			

	対話拒絶の経緯を客観的に監査されたい。 そして、最高責任者である大阪市長に対し、現在進行形の違法状態を直ちに是正して当方との誠実な「建設的対話」を再開させること、および、違法な不作為に加担し市民を不当に消耗させている職員の給与支出等の差し止め、ならびに過去の不当な人件費の返還請求等の必要な措置を講じるよう勧告することを求める。		
対応方針 の概要	・令和8年6月11日にお寄せいただきましたご要望につきましては、地方自治法第242条についての記載があることから、「住民監査請求」を希望されているものと解しました。 ・住民監査請求は、大阪市民の方が、市長や市の職員による違法又は不当な公金の支出、財産の管理、契約の締結など財務会計上の違法や不当な行為があると考えるときに、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を請求する制度です。 ・住民監査請求は、書面でご提出（持参又は郵送）いただく必要があります。 ・住民監査請求の対象となるには、要件がありますので、詳しくは大阪市ホームページをご確認いただきますようよろしくお願いいたします。 （参考）大阪市ホームページの URL ～市民の皆様へ～ 住民監査請求の手続きについて https://www.city.osaka.lg.jp/gyouseiinkai/page/0000349356.html 以上のとおり要望者に回答しました。		
担当部署	行政委員会事務局 監査部 監査課	電話	06-6208-8574